

福岡県国民健康保険運営方針の概要

基本的事項

1 策定の目的・根拠

- 国保の統一的な運営方針として策定する。
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条（平成30年改正後国保法第82条の2の規定の例による）

2 対象期間

- 平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し

- 国保の被保険者総数は、今後、減少傾向にあるが、1人あたり医療費は、医療技術の高度化、高齢化により、増嵩の傾向は今後も続くと考えられる。

2 財政収支の改善に係る基本的な考え方

- 国保財政を安定的に運営していくためには、収支が均衡していることが重要であるが、現状では、多くの市町村で法定外繰入や繰上充用が行われている。これらの解消・削減に取り組むことにより、財政収支の改善を図る必要がある。

3 赤字解消・削減の取組、目標年次等

- 赤字を抱えた市町村においては、要因分析（医療費水準、適正な保険料設定、収納率等）を行った上で、必要な対策を整理し、目標年次を定め、解消・削減に取り組む。
- 目標年次の設定については、6年を目安に計画的・段階的な解消・削減に努めていく。県は、各市町村の個別の状況に応じたきめ細かな助言を行う。

4 財政安定化基金の運用

- 給付費増や災害の発生などによる保険料収納不足によって財源不足とならないよう、県に設置した基金から、貸付及び交付を行う。

第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

1 地域の実情に応じた保険料率の均一化

- 本県では、各市町村の医療費水準に違いがある上、保険料水準が必ずしも医療費水準に見合ったものとなっていないため、平成30年度には保険料の県内均一化は行わない。均一化については、市町村の医療費水準の平準化等を図りながら中長期的に行う。

2 標準的な保険料算定方式

○ 市町村標準保険料率の算定

- ・ 医療分、後期分及び介護分の全てにおいて3方式（所得割・均等割・平等割）とする。
- ・ 応益分：応能分＝1：国が示す本県の所得係数 とする。
- ・ 応益分において、均等割：平等割＝6：4 とする。

○ 納付金の算定

- ・ 医療費水準の格差をそのまま反映させる。
- ・ 算定方式、応益分と応能分の比率及び応益分の均等割と平等割の比率は、市町村標準保険料率の算定と同じ。

○ 激変緩和措置

- ・ 新制度への円滑な移行を図るため、制度変更による市町村の実質的な財政負担の上昇を抑制することとし、国のガイドライン等に即して、激変緩和措置を実施する。

3 標準的な収納率の設定

- 市町村標準保険料率の算定に用いる標準的な収納率は、各市町村において実現可能な水準となるよう、実績収納率を基本としつつ、市町村ごとに設定する。

第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

1 収納対策（収納対策の強化に資する取組）

- 納期内納付の推進、納付相談等の徹底、滞納整理の強化、収納率向上研修の充実、意見交換の場の設置、収納対策アドバイザー派遣事業の拡充により、収納率の向上を図る。

2 収納率目標

- 収納率目標は、収納率実績を基に具体的に数値を定めるとともに、収納率が低い市町村に対して、要因分析と対策を求めることとする。

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

1 県による保険給付の点検

- 県によるレセプト点検については、実務レベルでの研究会において検討する。

2 療養費の支給の適正化

- 柔道整復療養費等について、往療料基準の設定などにより、支給の適正化を図る。

3 レセプト点検の充実強化

- 県は、研修会の実施を通じて、市町村のレセプト点検員の資質向上を図る。

4 第三者求償事務や過誤調整等の取組強化

- 第三者求償においては、傷病届の自主的な提出率、レセプト点検による発見率の向上に取り組む。
- 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金について、保険者間調整の導入等について検討する。

5 高額療養費の多数回該当の取扱い

- 世帯の継続性の判定基準や該当回数取扱いについて、国の参酌基準のとおりとする。また、勧奨基準・勧奨頻度などの事務の標準化を図る。

第5章 医療費の適正化の取組に関する事項

福岡県医療費適正化計画に沿って、以下の取組を行う。

- 特定健診等の実施率の向上のための取組や特定保健指導の質の向上を図る取組を促進する。
- 糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進する。
- 後発医薬品について、被保険者、保険医療機関（医科・歯科）及び薬局へ働きかけ、その使用を促進する。
- 重複・頻回受診者に対する訪問指導の取組を拡充する。

第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- 被保険者証の更新時期の統一、高齢受給者証との一体化、1人1枚の個人カード化について、平成31年8月から実施する。
- 葬祭費支給額について、平成30年4月から3万円に統一する。
- 県は、特定健診未受診者情報の収集事業や医療費通知作成など、市町村が国保連合会に委託して行う共同事業を支援する。

第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

- 県と市町村は、「福岡県総合計画」をはじめとする県の諸計画における施策を、国保の共同運営者として推進する。
- 県は、国保データベース等の健康・医療情報を活用し、市町村に対し必要な助言及び支援を実施する。

第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他に関する事項

- 平成30年度以降、「福岡県国保共同運営会議」（仮称）を設置するほか、国保実務に関する市町村職員研修会や研究会を実施する。